

岐阜市行政第96号
平成27年9月30日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市情報公開
個人情報保護審査会
会長 幅 隆彦
岐阜市情報公開
個人情報保護
審査会
会長印

保有個人情報開示請求に対する拒否処分
に関する異議申立てについて (答申)

平成27年2月27日付け岐阜市財納第7203-1号により諮問のあった岐阜市長が行った
処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

【事務局】

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地
岐阜市役所 行政部行政課

答 申

第1 審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人の財産を差し押えるために他所に発した文書及びその回答その他財産調査に係る記録（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求に対し、これを拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定による保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、平成26年12月26日付け岐阜市財納第5878号により実施機関が行った開示拒否の決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立ての理由の要旨は、異議申立書（平成27年1月16日付け）及び意見書（平成27年6月8日付け）の記載によると、次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報は、異議申立人に関するものである。これが本人に開示されたからといって、事務の公正さが損なわれたり、差押事務に支障を及ぼすことはないから、本件対象保有個人情報は、不開示情報に該当しない。

(2) 本件対象保有個人情報の開示により差押えの対象となる物件（以下「差押対象財産」という。）を把握することができれば、急な差押えによる思いがけない経済的な損害を回避することが可能になるから、本件対象保有個人情報を開示すべきである。

(3) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条の規定による財産調査（以下「財産調査」という。）は、滞納者が差押対象財産を所有しているか、また、所有している財産を差し押さえることが適当であるかどうか等を調査する目的で行われるべきであり、滞納者の納付能力の判定を目的に行うことは許容されていない。

また、財産調査は差押えをすることが前提となるが、実際は、差押えを実行していない。

よって、本件財産調査は、違法又は権利の濫用による調査のおそれがあり、本件対象保有個人情報は、違法に取得された個人情報が含まれている可能性がある。

(4) 本件対象保有個人情報の開示により差押対象財産とは別の財産へ転換を図ったり、調査対象となっていない金融機関等へ財産を移転することが予想されるとしても、これらの行為は本来許容される行為で

あるから、民法（明治29年法律第89号）第424条の規定による詐害行為取消権等で事後的に救済されるべきである。

- (5) 本件開示請求により本件対象保有個人情報が開示されたとしても、今後、同様の開示請求を繰り返す予定はないから、実施機関が行う財産調査の全貌が明らかになることはなく、実施機関の主張は、本件処分の根拠とはならない。
- (6) 仮に、不開示情報に該当する部分があれば、当該部分を黒塗りにして一部開示の決定をするべきである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書（平成27年3月20日付け岐阜市財納第7568号）及び口頭での陳述によると、次のとおりである。

- (1) 本件対象保有個人情報には、異議申立人の財産に関する情報のみならず、財産調査が行われた事実の有無、これを行った場合にあってはその日時、財産調査の対象となる財産の種類、財産調査を行う金融機関等、財産調査の全貌が明らかになる情報が含まれており、これらの情報を開示すると、差押対象財産とは別の財産へ転換を図ったり、調査対象となっていない金融機関等へ財産を移転させ、その発見を困難にするおそれがある。

また、差押えその他の滞納処分に係る事務が、いかなる滞納者に対しても同様の手法で行う事務であり、かつ、同種の事務が反復される性質のものであることから、異議申立人が同様の保有個人情報開示請求を定期的に行うことがあれば、財産調査の時期や頻度等が明らかになってしまう。この場合において、将来の差押えその他の滞納処分に係る公正又は適正な事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

このように、本件対象保有個人情報は、実施機関が行う滞納整理に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかのものであり、条例第17条第1項第5号イの規定に該当するため、本件処分を行ったものである。

- (2) 納期限の経過後、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに市民税等に係る市の徴収金を完納しない場合、地方税法（昭和25年法律第226号）等租税に関する法律の規定により差押えその他の滞納処分を行うことは当然であり、適正な手続により滞納処分を行った以上、異議申立人に想定外の経済的な損害が発生したとはいえない。
- (3) 本件開示請求が行われる前に、異議申立人から、口頭で、異議申立人に係る財産調査の資料を開示して欲しいと依頼があった。その際、当該書類を開示すると、財産調査を行う時期、その相手方等滞納整理

の手法が公になり、滞納整理の事務に支障を来すため、開示することができない旨を説明している。

- (4) 地方税に係る地方公共団体の徴収金の滞納処分については、地方税法第331条第6項の規定により国税徴収法に規定する滞納処分の例によるものとされている。財産調査は、滞納者が差押えの対象となる財産を所有しているかどうかを調査するものであり、財産を所有しているのであれば当然に納付を促すこととなるため、陳述書において記載した「納付能力の判定」も同時に行うものである。

第4 審査会の判断

1 本件異議申立ての対象となる保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、実施機関が保有する金融機関等への財産調査に係る照会文書及びその回答文書に記載されており、異議申立人が識別される情報が含まれていることから条例第2条第1項第4号に規定する保有個人情報に該当するものである。

2 条例第17条第1項第5号イの該当性について

(1) 事務の公正又は適正な遂行に対する著しい支障のおそれについて

条例第17条第1項第5号イにおいては、「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることが明らかなもの」が含まれている保有個人情報の開示を拒むことができるとされている。

本件対象保有個人情報の内容は、異議申立人に係る財産調査の実施の有無、財産調査の対象となる財産の種類、財産調査を行った日付、財産調査を行った金融機関等の情報である。本件対象保有個人情報が、異議申立人の固有の情報であるとしても、財産調査が、実施機関による一定の判断基準に基づいて行われ、かつ、同様の方法により反復継続して実施される性質のものであることを踏まえると、本件対象保有個人情報が明らかとなれば、財産調査の具体的な手法までもが明らかになるおそれが高い。

そして、財産調査の具体的な手法が明らかになると、実施機関による今後の滞納整理の時期、手順、方法等を予測することが可能となり、滞納者において財産調査や滞納処分を免れる手立てを講じることが容易になることは明らかであり、結果として、滞納整理事務の公正又は適正な執行に著しい支障を生じさせ、徴税事務の目的が阻害されるおそれがある。

よって、本件対象保有個人情報は、条例第17条第1項第5号イに該当するものであって、これを開示しなかった実施機関の決定は妥当である。

この点、異議申立人は、今後、本件開示請求と同種の開示請求を行う予定はないと主張するが、本件処分は、財産調査の具体的な手法が明らかになることによる滞納整理事務の支障の発生を防止する観点からなされたものであるから、今後、異議申立人が本件開示請求と同種の開示請求を行うか否かは問題とならず、上記の判断を左右するものではない。

(2) 一部開示について

当審査会において、本件対象保有個人情報に記載された文書について調査した結果、当該文書に記載された情報の一部であってもこれを開示しようとするれば、財産調査の手法の一部が明らかとなるおそれがあることから、本件対象保有個人情報とそれ以外の情報をそれぞれ分離して開示することができるような文書は存在しなかった。

3 財産調査の適法性及び正当性について

保有個人情報が適法かつ正当な調査により得られた情報か否かは、条例上、保有個人情報を開示するか否かの判断を行う際の要件ではない（条例第16条及び第17条）。従って、本件対象保有個人情報が、適法かつ正当な財産調査により取得された情報であるか否かは、本件対象保有個人情報を開示しないこととする判断を左右するものではない。

なお、実施機関による財産調査は、いたずらに異議申立人の財産の状況を詮索しようとする意図で行われたものではなく、差押えによる滞納処分を行うことを前提にして行われたものであって、結果として差押えを行わなかった事実をもって財産調査が違法又は不当な目的で行われたということとはできない。

4 その他

異議申立人は、1から3までに係る事項以外の事項についても主張するが、当審査会の結論を左右するものではない。

5 結論

上記の理由により、第1のとおり判断する。

なお、実施機関においては、今後、保有個人情報の開示請求者に対し、当該保有個人情報の開示請求に対する処分について一部開示又は非開示とする場合は、その決定をした具体的な理由を保有個人情報開示等請求諾否決定通知書に記載し（条例第20条第2項及び岐阜市行政手続条例（平成8年岐阜市条例第31号）第8条）、いかなる根拠によりその判断を行ったのかが分かるようにすることを要望する。

第5 審査会の審査経緯等

平成26年 12月 2日 保有個人情報開示請求

	12月26日	実施機関による開示拒否決定（岐阜市財納第5878号）
平成27年	1月16日	異議申立て
	2月24日	補正書提出
	2月27日	諮問（岐阜市財納第7203-1号）
	3月20日	陳述書提出（岐阜市財納第7568号）
	5月27日	代理人解任届提出
	6月 5日	審査会開催。実施機関から意見聴取。本件対象保有個人情報の見分
	6月 8日	異議申立人から意見書提出
	7月 6日	審査会開催。本件対象保有個人情報の見分
	7月27日	審査会開催。実施機関から意見聴取。本件対象保有個人情報の見分
	9月 1日	審査会開催
	9月28日	審査会開催。答申